



岸野 雅人

質問

# 改正『耐震改修促進法』への対応は？

## 改正『耐震改修促進法』 11月施行

昭和56年以前の旧基準の全ての建物が対象となり、また不特定多数が出入りする5,000㎡以上、3階建て以上の大規模施設（特定建築物）に対して、平成27年度末までの耐震診断の義務化と、診断結果の自治体による公表が決まりました。

これにより、我が町にある大型の宿泊施設は、およそ約2年半の間に、耐震診断と改修工事が必要になります。しかも冬が3度。

となると、同じ特定建築物の、3階以上で1,000㎡以上の、我が町の旅館・ホテル・民宿・集合住宅にも耐震化する『努力義務』がありますので、耐震診断を受けたか否か、耐震改修済みか否かを平成27年度末以降、問われることになります。

### 質問 観光の町、対応を急げ

**問** わが町の耐震改修促進計画（平成18年～27年度末）、現在耐震化目標の達成度合いは。湯沢町には『建築主事』

**答** わが町の耐震化への相談・指導と自治体による公表は、どうなる。

**答** 民間建築物の実態は把握できていない。把握に努めたい。

**答** 建築主事は人口25万人以上の自治体に。相談・指導は町が窓口、公表も町が行う。

**問** わが町は新潟県の観光人込み数の約半分を担う、多くの宿泊施設を抱える自治体。

**答** あと2年半、しかも冬が3度。切羽詰まってると思うが。

**答** 関係者には伝えていくが浸透しない。重大な問題なので、喚起して行きたい。

**問** 少し規模の小さな特定建築物も、やはり耐震化を問われ、予約に際しての確認項目となるでしょう。

**答** 耐震化には、数千万円から数億円の資金が必要となる。

**答** 観光の町として、先進的な思い切った補助制度・融資制度が求められ

ていると思うが、いかがだろうか。

**答** 補助や融資は各自治体の負担が大きくなる。段階的に慎重に進みたい。

**問** すでに、県への要望・相談などを進めているべきと感じているが、ちなみに今年、職員を含む関係者と真剣に話し合ったことはあるのか。

**答** 深い話はしていない。旅館組合には頑張ってもらわんと困ると、ハッパをかけた。真剣に取り組みたい。

**問** 県との相談に際し、1000平方以上の特定建築物についての要望もして欲しい。

**答** 国と県と旅館ホテル、連携して役に立ちたい。理解に努め、1000平方以上の特定建築物も含めて考える。

**問** 大津市は耐震診断のみ補助で、費用の2/3以内、200万円を限度としているようです。我が町はどのような水準の補助制度を考えているか。

**答** 町も出来る範囲の中で対応したい。関係者に自覚をしてもらいたいし、県にも相談し早く対応したい。

### 質問 三期目に臨むにあたって

**問** 三期目に臨む姿勢、どのような考え方で、何にどう取組もうとされるのか。

**答** 正式な立候補前、ここでは差し控えていただく。